

鳴門公園サイクル環境構築業務
企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 業務の目的

徳島県鳴門市に位置する鳴門公園では、年間60万人以上が来訪する「渦の道」を有するとともに、現在、鳴門海峡対岸の淡路島を結ぶ大鳴門橋の桁下空間を通る自転車道の整備を兵庫県と連携して行っているところであり、自転車道の開通後には、これまで以上の観光客やサイクリストの方々の来訪が見込まれている。

その一方で、鳴門公園内においては、観光客及びサイクリストの増加に対応するための受入環境整備や魅力向上のための施策を進める必要があり、現状のままでは、自転車道開通後において、観光客やサイクリストの増加を起因とする様々な問題の発生が予想される。

本業務では、大鳴門橋自転車道の開通を見据え、鳴門公園に来訪するサイクリストや観光客が安全に利用するとともに、本県の魅力を楽しんでもらえるよう、受入環境整備や魅力向上を図り、徳島ならではのサイクルツーリズムを推進する。

(2) 委託業務名

鳴門公園サイクル環境構築業務

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

(5) 委託料上限額

金13,200,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

※本事業の企画提案募集手続きは、徳島県の令和8年度9月補正予算成立、及び国における「令和8年度オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」の交付決定を前提条件とするものであり、徳島県議会において予算が成立しなかった場合や減額となった場合、及び国における交付決定の状況により、本事業の一部又は全部を実施しない場合がありますので、予めご了承ください。

※本事業では、仕様書に示す5つの項目に分類により実施することとし、各項目別の上限金額も定めておりますので、詳細については仕様書を参照ください。

2 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、内容を審査の上、最優秀提案者を選定し、当該提案書の提出者を契約予定者とする。

3 参加資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

(5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

(7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。

(8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

4 参加方法について

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号） A4判 1部
- イ 企画提案書（任意様式） A4判 5部
- ウ 見積書（任意様式） A4判 5部

※委託業務に係る消費税額は10%とする。

エ その他の添付書類

- ・過去の類似実績 5部

※様式については任意とする。

- ・法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しも可）

法人格を有しない場合は、これに類するもの 1部

- ・直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） 1部

(2) 提出期限

- ア 令和8年10月9日（金）午後5時まで（必着）

- イ、ウ、エ 令和8年10月16日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（期限内必着）により提出すること。

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）に提出すること。

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

徳島県 観光スポーツ文化部 観光スポーツ文化政策課 自転車交流担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電子メール：kankousportsbunkaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

電話：088-621-2146 ファクシミリ：088-621-2837

5 提案者の選定

(1) 選定委員会の設置

徳島県観光スポーツ文化部内に設置する選定委員会において、提出書類の内容を(2)の評価基準に基づき採点する書面審査を行い、委託候補者を選定する。

なお、必要に応じて提案書に係るプレゼンテーション審査やヒアリングを実施する場合がある。

なお、次頁「(2) 評価基準」の「⑤見積価格評価」を除く項目の合計が配点の6割（90点）に満たない場合は、委託候補者の該当なしとした上で再募集を行う。

また、参加者が1者だった場合には、次頁の評価基準に基づき、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。審査の結果、同様に「⑤見積価格評価」を除く項目の合計が配点の6割（90点）に満たない場合は、委託候補者なしとした上で再募集を行う。

ア 審査実施日

令和8年10月下旬頃を予定

イ 注意事項

- ・選定委員会は非公開とする。

(2) 評価基準

次の項目により評価する。ただし、配点等に関する質問は受け付けない。

評価・選定項目	配点
① 総合的な企画力	
事業の趣旨、目的を踏まえた提案の構成となっているか	15
鳴門公園における現状の課題、及び大鳴門橋自転車道の開通による課題について、適切に理解しているか。	20
現状及び大鳴門橋自転車道の開通による課題への対応について、適切に図られることが期待できる提案となっているか。	20
整備の具体的な内容について、本事業完了後の円滑な実施に向けた整備計画の作成が期待できるか。	15
② 提案内容の実現性	
業務が実現可能な実施体制及びスケジュールとなっているか。	10
大鳴門橋自転車道デザイン会議や鳴門公園周辺住民の意見を十分に反映できる提案となっているか。	15
調査や外部意見等を通じて、効果的で実現可能な提案を行うことが計画できているか。	15
本事業完了後の整備に向け、設計積算を適切に実施できるか、または実施できる事業者との連携を行っているか。	15
③ 予算の妥当性	
予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており、提案内容と整合性が図られているか。	10
④ 過去の実績等	
過去に同様の業務を実施した実績があり、十分な成果を期待できるか。	15
⑤ 見積価格評価	
見積金額（税込）に応じて、以下の計算方式による加点を行う。 なお、Xの小数点1以下は切り上げ、上限は右欄のとおりとする。 $X = 250 \times (1 - \text{見積金額} / 13,200,000)$	20
合計	170

(3) 選定結果

ア 提出書類を提出した全ての参加者に書面で通知するとともに県ホームページ等で公開する。

イ 選定等に関する照会には一切応じない。

ウ 選定結果に対する異議申立ては受理しない。

エ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない。

(4) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

6 提出書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和8年10月9日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問の提出

質問は、質問書（様式第2号）により行うものとし、4の(4)に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。

なお、口頭での質問は受け付けない。

また、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や参加手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。

(4) 質問に関する回答

電子メール又はファクシミリにより回答し、随時、徳島県のホームページに掲載する。

7 日程

令和8年9月25日（金） 募集開始

令和8年10月9日（金） 参加申込書、質問書の提出締切

令和8年10月16日（金） 企画提案書、見積書、その他の添付書類の提出締切

令和8年10月下旬予定 委託候補者選定委員会実施

令和8年10月下旬予定 選定結果通知・契約締結

8 契約に関する事項について

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある事に加え、選定委員会委員から出た意見について、出来るだけ業務内容に反映させることとする。
- (2) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。
- (3) 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

9 その他の留意事項について

- (1) 企画提案書は1者1提案までとする。
- (2) 企画提案はA4、11ポイント以上で作成し、説明資料を含むものとし、合わせて30ページ以内とする。
- (3) 企画提案に要する全ての経費は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、当該事業者に無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。
- (7) この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。